

今後の中小商業支援策等について

令和7年8月

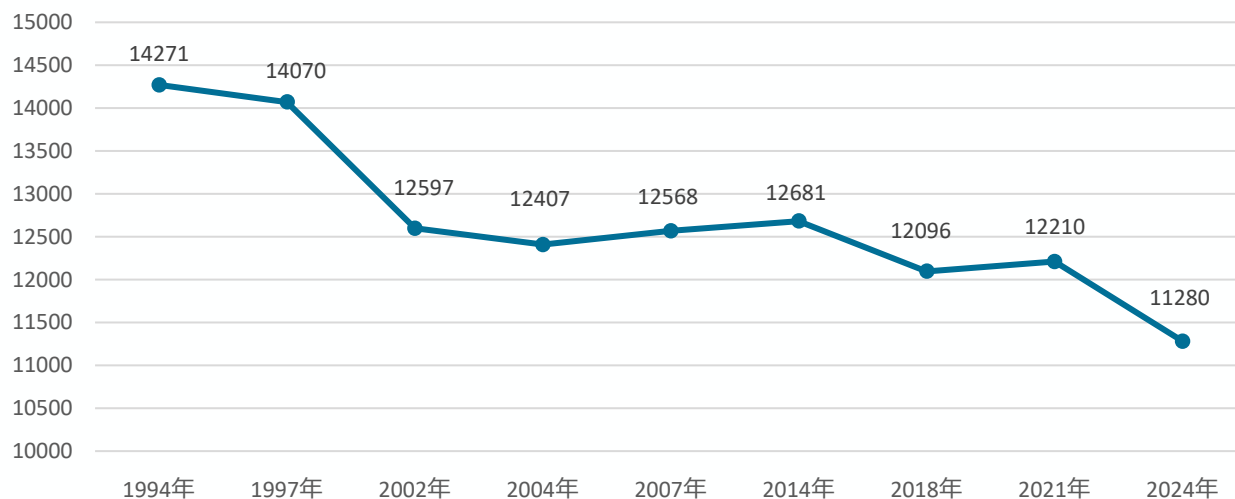
中小企業庁商業課

商店街の現状と課題

商店街の定義と現状

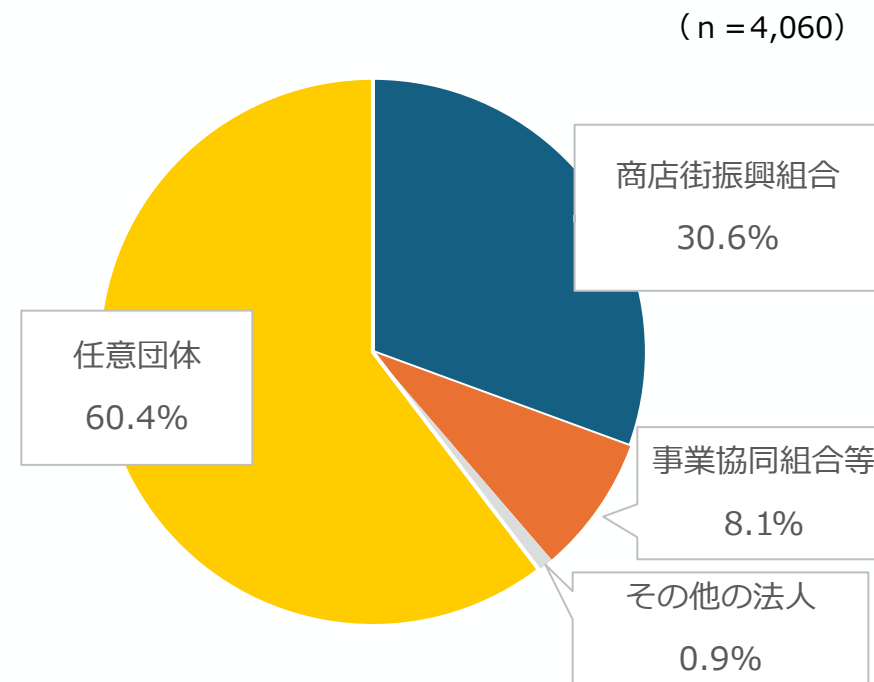
- 商店街とは、①小売業、サービス業を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、②これらが何らかの組織（例えば、〇〇商店街振興組合、〇〇商店会等で法人格の有無及びその種類を問わない）を形成しているもの。（商店街実態調査における定義。法律上の定義は無し）
- 小売業やサービス業の集合体として**商業機能を提供**するとともに、**地域コミュニティの担い手**としても機能。
- 商店街※¹は、商店街振興組合※²、事業協同組合やテナント会などの任意団体を含め、**全国で11,000以上存在**。
- 商店街の組織形態は、**商店街振興組合と事業協同組合が約 4 割、任意団体が全体の 6 割**。

【商店街数の推移】



（出典）1994年～2014年までは商業統計。2018年以降は商店街実態調査が発送された商店街数。

【商店街の組織形態】



（出典）令和6年度商店街実態調査（中小企業庁）

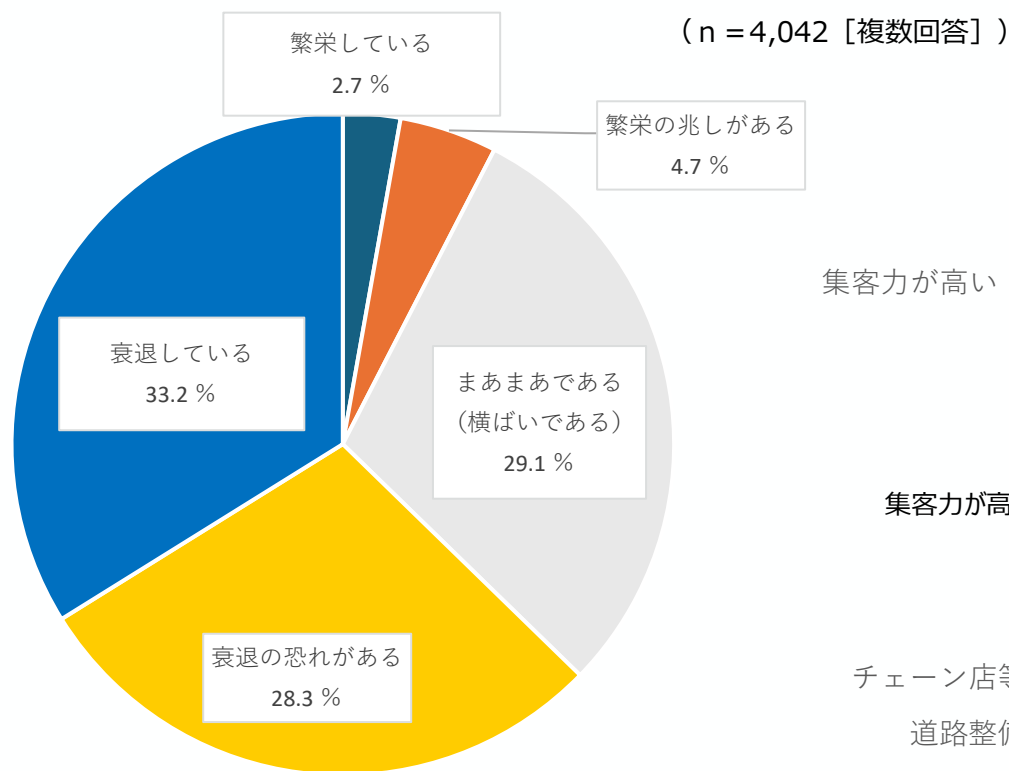
※ 1：商業統計上の定義では、小売店、飲食店及びサービス業が近接して30店舗以上あるものを概ね一つの商店街としている。

※ 2：商店街振興組合法に基づく組合。小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む地域であって、その大部分に商店街が形成されているもの。全国で約1,900組合（R4.4月現在）。

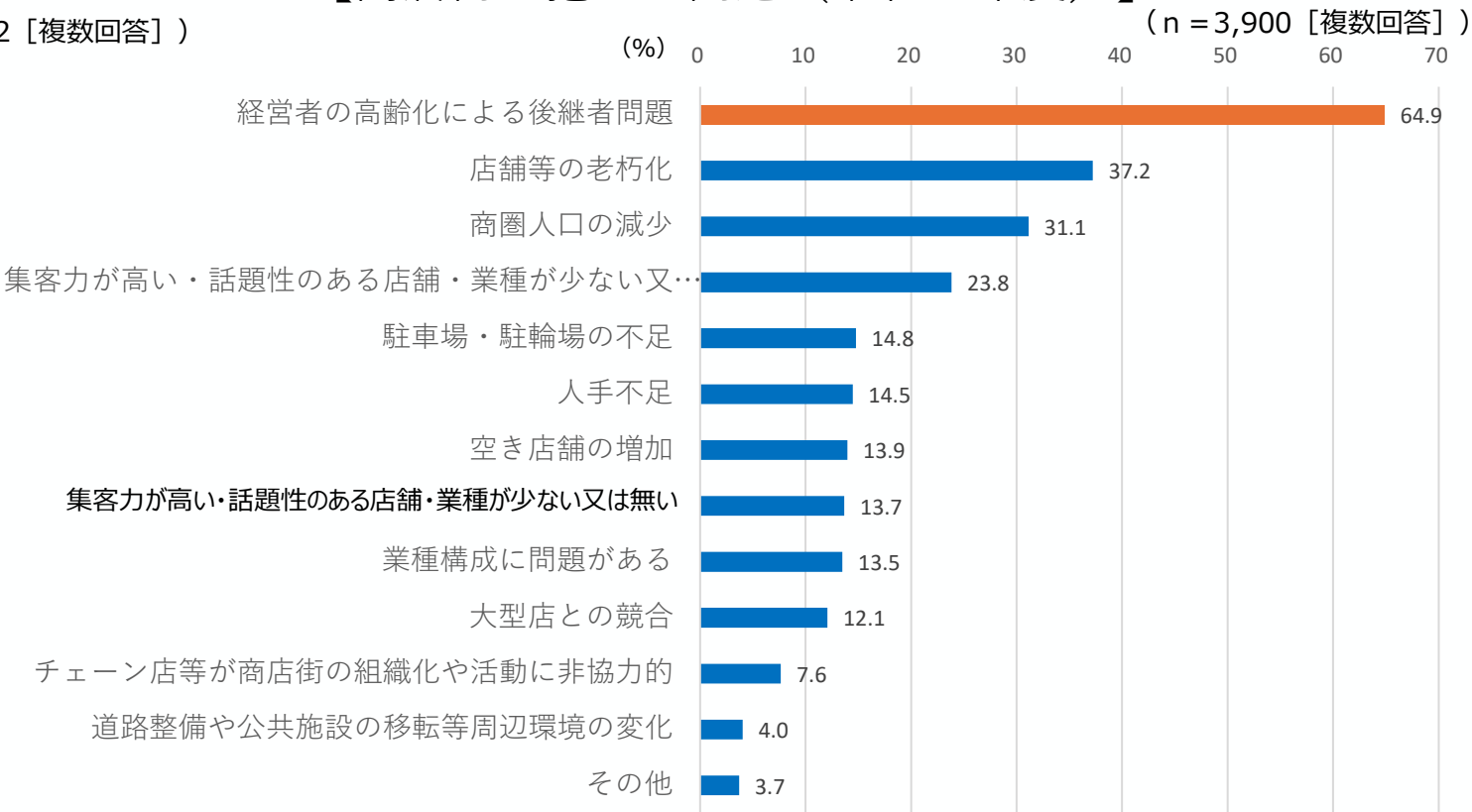
商店街の景況・抱える問題

- 足下の景況は衰退傾向（約 6 割が「衰退している」又は「衰退の恐れがある」と回答）。
- 商店街が抱える問題は、「**経営者の高齢化による後継者問題**」が最も多く、次いで「店舗等の老朽化」、「商圈人口の減少」を問題として挙げる割合が高い状況。

【商店街の最近の景況（令和 6 年度）】



【商店街が抱える問題（令和 6 年度）】



(出典) 令和 6 年度商店街実態調査 (中小企業庁)

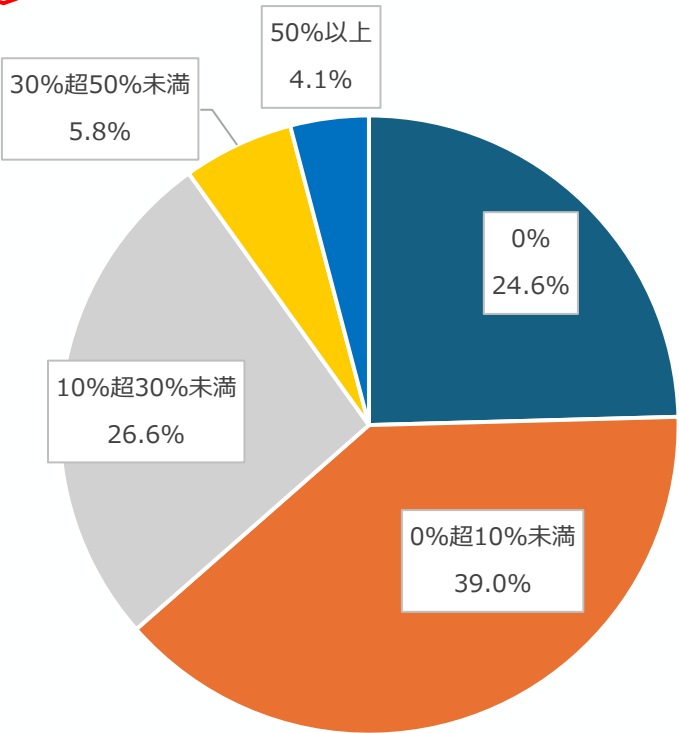
商店街の空き店舗の状況

- 商店街の空き店舗率は約**11%**。心理学的に「廃れている」と感じる境界と言われる「**空き店舗率10%**」を超える商店街は、**全体の35%**に達している。
- 空き店舗の発生に対する取組について、約**40%**の商店街が「**特に関与していない**」と回答。

【空き店舗率ごとの商店街数の分布】

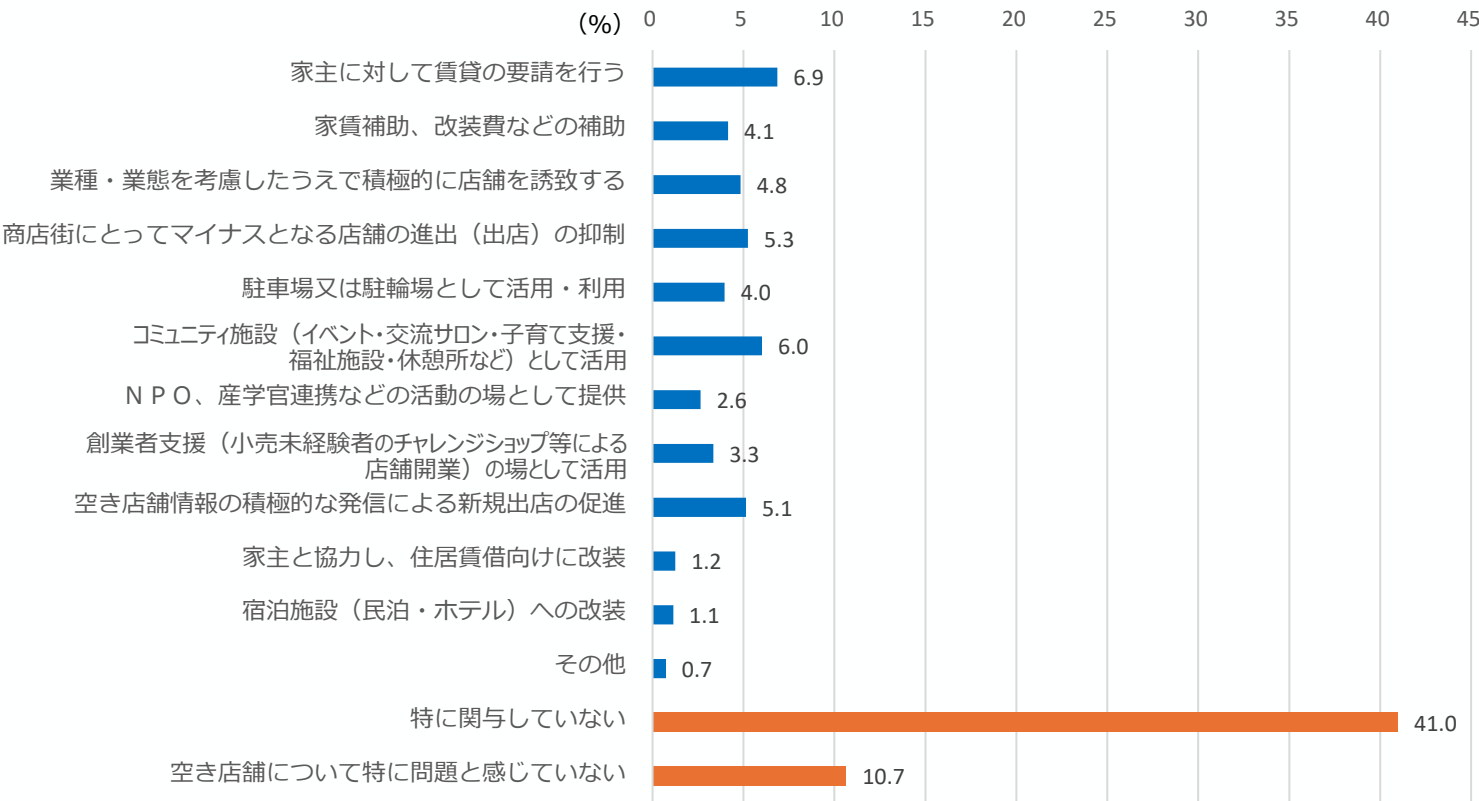
全体の3割が空き店舗率10%以上

(n=2,071)



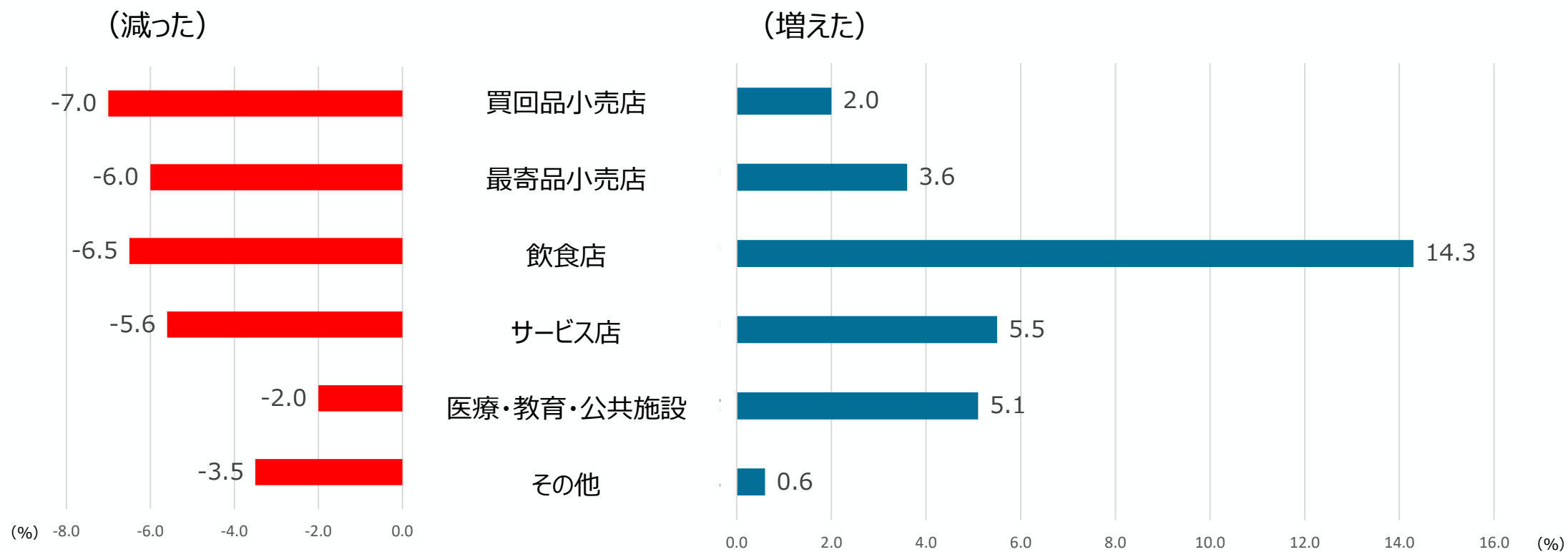
【空き店舗の発生に対する取組】

(n=2,723 [複数回答])



最近 1 年間の商店街を構成する業種別店舗数の変化

最近の商店街の構成は、「飲食店」、「サービス店」、「医療・保育・公共施設」が増え、「買回品小売店」、「最寄品小売店」が減っている傾向にある。



- (業種別店舗)
- 買回品小売店：百貨店、大型ディスカウント店、衣料品、書店、家電店等
 - 最寄品小売店：生鮮食品、日配食品店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等
 - 飲食店：飲食店（持ち帰り店を含む）
 - サービス店：クリーニング店、パチンコ店、美容院、宿泊業等
 - 医療・保育・公共施設：医療・介護施設、保育園、図書館等
 - その他：金融機関、郵便局等

(出典) 令和 6 年度商店街実態調査（中小企業庁）

中心市街地・商店街等活性化施策

商店街等の活性化・地域づくりの促進について

【社会経済情勢の変化】

- 少子化・高齢化による人口減少、デジタル技術の普及を背景にした購買行動の多様化、コロナ禍の長期化の影響による多様なライフスタイルの形成
 - 店舗経営者の高齢化や後継者不足等による商店街組合員の減少、組織的な活動力の低下、個店同士の連携の希薄化、空き店舗の常態化等
- ✓ これまでの商店街支援策は個店支援が中心。しかしながら、ライフスタイル・地域課題等が多様化する中、従来どおりの個店支援では限界が生じており、商店街を核とした地域の「個性」と「多様性」を伸ばし、エリア価値（魅力）を高めていかないと、商店街の活性化が難しい局面を迎えている状況。
- ✓ 今後、しっかりとしたエリア戦略づくりをはじめ、それを実行するための組織づくりや資金調達等が大事となってくる。
- ✓ 商業を軸とした支援のみならず、地域コミュニティのニーズに応じた機能を複合的に導入していくことが必要であり、持続性の観点から組織力（事業推進体制）の強化が重要。
- ✓ しかしながら、自らこうしたことのできる商店街は実態的に少なく、外部専門家の支援が不可欠。



自己変革と多様なプレーヤーを巻き込み、

「点 → 線 → 面」で新たな変化を生み出す組織力（推進力）の強化に注力

「点 → 線」の取組

気づきの提供

- 商店街の課題抽出
- 自己変革に向けた動機付け
- 商店街等のマインドチェンジ 等

アクションを後押し

- 地域価値・生産性の向上
- デジタルマーケティングの導入
- 空き店舗等の解消 等

「線 → 面」の取組

エリアの価値向上

- 地域を面的に支える機能の強化
- エリアで稼ぐ力の強化
- エリアの持続的成長 等

中心市街地・商店街等活性化施策について

- 少子高齢化の進展、産業構造の変化や消費動向の変化などに伴い、特に地方において、地域で生活を支える産業（エッセンシャルサービス）の維持が難しくなっている。そのような中で、地域で安心して働き、暮らせる生活環境を創出するためには、**若者にも魅力のある地方における仕事づくり**とともに、**地域でのコミュニティの形成・維持**が重要となってくる。
- 中心市街地は、地方都市において必要な機能が集約されており、中でも商店街は、地域の雇用や生活関連サービスなど、地域の生活に不可欠な機能を担う主体や**地域コミュニティの拠点として重要な「場」**であり、この場を活かして、地域のコミュニティや日常生活に必要不可欠なサービスの提供が維持されるよう、地域資源を活かした魅力的なまちづくりに取り組み、**地域の中で人流を生み、消費につながる経済循環を生み出す**ことが必要となってくる。
- このため、商店街を含む中心市街地等の広域エリアにおいて、商店街やまちづくり会社、企業や産業支援機関等が連携して、**地域が目指すべき方向性（ビジョン）**を定め、まちづくり会社や行政などの**多様な力を組み合わせた体制・組織を構築し、行政に頼らない持続的な事業モデルを構築し社会的インパクトを創出する事業の実施**に向け、3つのポイントを軸に、地域の主体が取り組んで行くことが重要である。

地域の課題解決に取り組む事業を実施し、地域に利益が還元される仕組みを構築するためのポイント

ビジョン

- ・ 商業や居住等の多様な都市機能の集積地を、行政が中心市街地エリアとして設定している。
- ・ **行政や企業、団体、住民等が参加して地域のビジョンを作成。**中心市街地活性化基本計画等に反映させることで、行政側が長期的にコミットしている。

組織・体制

- ・ **民間側に事業を推進するための中心的な主体が存在し、行政や住民、各種組織との調整をとりまとめている。**
- ・ **行政は、民間の取り組みを下支えしている。**

事業

- ・ 行政からの補助金のみに頼らず、民間の資金を入れながら、**自ら事業で収益を上げ、地域に還元でき、長く継続できる仕組みを構築している。**
- ・ 事業を通じて、地域コミュニティの強化や、人流の創出や新事業創出などにより地域の課題解決や経済の活性化に貢献している。

令和7年度商店街等活性化支援事業（中小機構事業）

- 中心市街地または商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に「まちづくりオンライン相談」「巡回型支援」「パッケージ型支援」「中小企業アドバイザー派遣事業」を実施。
- まちづくり分野の経験豊富な専門家を派遣し、「地域のビジョン策定」「事業推進体制の構築」「持続可能な事業の推進」に軸を置き、エリアの活性化を推進する中心市街地活性化協議会や商店街振興組合、まちづくり会社などの地域組織に対して伴走支援を行う。

〈中心市街地・商店街等診断・サポート事業〉

まちづくりオンライン相談支援

～気軽に課題解決に加え、相談内容に応じて適切な事業へ繋げる～

支援期間

最大 3 回/年間 2時間/回

支援体制

専門家 1 名/回



※オンライン相談支援
を実施している方が対象

巡回型支援

専門家ヒアリングを通じたエリア課題整理、課題に対して参考となる事例提供等を通じて検討事項への助言を行う。

支援回数

1地域最大3回/年間

(対面・オンライン)

支援体制

専門家1名/回

パッケージ型支援【今年度公募終了】

現地踏査、関係者へのヒアリング、各種調査等により現状把握を行い、複数の専門家の知見に基づく助言やセミナー等を開催による事例提供を行う。

支援期間

約1年間

(対面・オンライン)

支援体制

複数の専門家による
プロジェクトチーム

手厚い支援！



中小企業アドバイザー派遣事業

※対象※

中心市街地活性化協議会または、
認定民間中心市街地商業活性化事業者

詳しくはこちら→

中小機構 まちづくり



(参考) 地域の持続可能な発展に向けた商店街づくりのノウハウ集

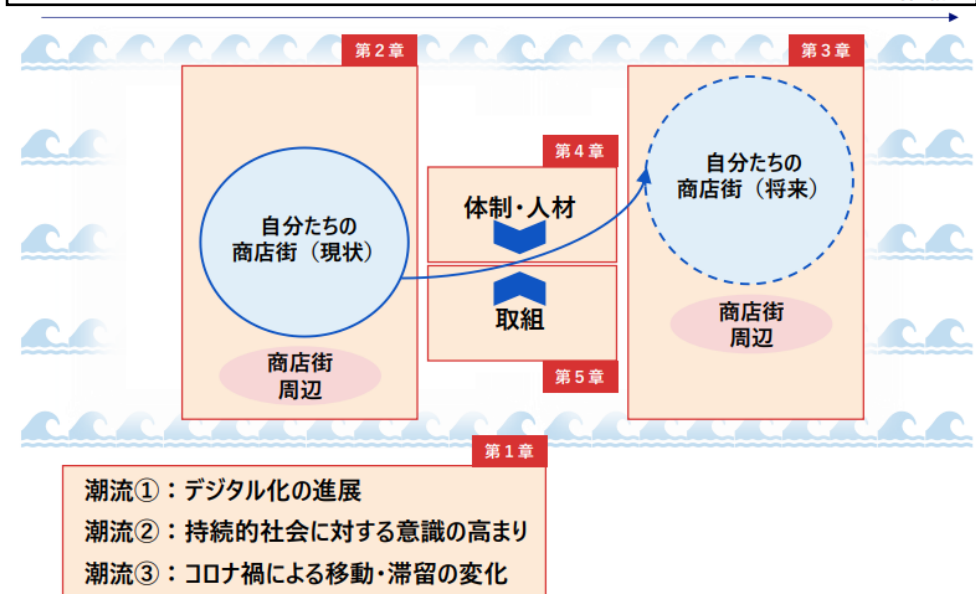
- 地域の持続可能な発展に向けて取り組む商店街の先進事例等を分析、取組の内容を紐解き整理。現状と目指すべき未来を明らかにした上で、持続可能な体制づくりや人材の活用・育成、個別の取組を行うためのヒントや行動指針をまとめたノウハウ集。
- ノウハウ集を活用し、地域内で議論を深めることが地域の体制づくりに加え、外部専門家の効果的な活用にも繋がる。



ノウハウ集の構成

- 第1章 商店街の置かれている状況を知る
- 第2章 自分たちの商店街のことを知る
- 第3章 自分たちの商店街のありたい姿を描く
- 第4章 持続可能な仕組みをつくる
- 第5章 新しい活動に取り組む

時間軸



(参考) 商店街における取組事例集

- 「地域の持続可能な発展に向けた商店街づくりのノウハウ集」の別冊として、中核的な担い手や推進体制を中心に、地域の関係者を巻き込みながら、個性的で多様性のある商店街づくりに取り組んでいる地域（38地域）を、事例集としてとりまとめ。

学生や関係団体を巻き込んだ地域社会を支える商店街づくり
下町人情キラキラ橋商店街 ■ 東京都墨田区

1 商店街の抱えていた課題及びそれに対する取組の概要

	2012年頃～ 東街ニーズに沿った取組	2020年頃～ 空き店舗の利活用・外部組織との連携の拡大
共通課題	● 商店主の高齢化による、空き店舗増加（ピーク時の137店から、一時は62店舗まで減少） ● 近郊の大規模商業施設立地に伴う、商業機能の低下	
個別課題	● 消費者ニーズやライフスタイルの変化への対応 ● 駅前商業エリアや近郊の大規模商業施設との差別化	● 空き店舗の活用と新規出店の促進 ● 商店街づくりを行う人材と組織の確保
取組概要	● イベントを通じた商店主の意識啓発 ・下町人情キラキラ橋商店街の周辺では、東京スカイツリーの開業や曳舟駅周辺の再開発により、観光客や住宅が増加した。商店街にも来街客が増加したが、店舗の多くは、土曜日、日曜日が定休日となっていた。 ● 商店街協同組合の事務局員である大和氏は、商店街に求める来街客のニーズや、ライフスタイルの変化を商店主に理解してもらうための取組を検討。 ● 食べ歩きをしながら下町人情に触れらる「キラキラ橋まわりのワーク」などのイベントを日曜日に企画、企画を通じて、休日に来街客の増加を知ってもらい、各店舗における気付きにつながりやすくなった。 ● 地域に不足している機能の誘致 ・商店街は駅から少し離れたところに、この特性を活かし、駅前の商業エリアなどとの差別化を図る取組を開始。 ● 「半径500mの地域を支える商店街」というテーマを掲げ、商店街に不足する次の機能を誘致することとした。 ● 子育て・介護などの福祉機能の誘致 ・地域住民は高齢者も多く、福祉に関するニーズが高いため、カフェ併設型の児童発達支援事業所を誘致。また、キッズルームや子ども食堂、両者教室などが日替わりで開設される「地域福祉プラットフォーム東京」もオープンした。 ● 東街ニーズの高い食料品店の誘致 ・食事作りや休日に利用できる食料品店が無かったことから、24時間365日営業のディスカウントストア「Big-A」を誘致。墨田区役所とも相談しながら、新築マンションの1階に出店された。	● サプリースを活用した新規出店の促進 ・商店街内への新規出店を促すため、商店街協同組合が物件オーナーから空き店舗を借り上げ、出店希望者へ貸出すサプリース事業を開始した。 ● 同組合は墨田区の「ワンモール・ワンタスク取組推進事業」を活用し、空き店舗の改修費や家賃の補助を受け、組合が出店者の初期コストや家賃の一部を負担することによって、商店街内への新規出店を後押しした。 ● 千歳大学と協働し、学生が商店街づくりに参画 ・千歳大学と連携し、学生による商店街をフィールドとしたプロジェクトを実施。若者の柔軟な発想を商店街づくりに取り入れ、以下のような取組が開始された。 ● キラキラさくらざくら ・商店街内の空き店舗を改修し、子どもが遊べる自由なまちづくりを行う「屋台遊び」の場を整備。 ● グリーンス・商店街 ・地域福祉プラットフォームの導入に活用されている。 ● デザイン・商店街実行委員会 ・商店街と学生をつなぐ学生団体を設置。学生のアイデアを商店街づくりに活かす活動を開始している。 ● エリアマネジメントを行うまちづくり会社の設立 ・商店街が位置する京島は、豊かな自然が多く残っているが、老朽化や防災への対策など、エリア全体で取り組むべき課題があった。 ● 大和氏は、商店街も兼ねた京島のエリアマネジメントを行う組織として「一社地区民会」を設立。課題の共有や協働に向けた体制構築を進めている。

下町人情キラキラ橋商店街の様子

キラキラさくらざくら店の外観

2 取組の成果

● 新規出店者の増加と商店街全体の店舗数の回復
・商店街の店舗数が減少し、活気が失われていったが、来街客のニーズを満たすテナント誘致や、学生を巻き込んだまちづくりなどにより、にぎわいのある商店街へと徐々に変化。商店街の周囲に魅力を感じた若者などが洋服店やカフェ、ベーカリーなどを開業し、2020年は4店舗、2021年は3店舗の新規出店が続いている。62店舗まで落ち込んだ商店街全体の店舗数は、70店舗程度にまで回復した。

● 商店街への人流に合わせた取組の増加
・休日のイベント開催や、新規出店する店舗の営業形態（日曜営業、夕方まで営業）などにより、休日に対する商店主の意識が徐々に変化。日曜日に営業を開始するなど、来街客のライフスタイルに合わせた取組が行われるようになっていく。

3 取組実現のための推進体制～域内外人材等の連携プロセス～

	2012年頃～ 東街ニーズに沿った取組	2020年頃～ 空き店舗の利活用・外部組織との連携の拡大
主要な取組	● イベントを通じた商店主の意識啓発 ● 地域に不足している機能の誘致	● サプリースを活用した新規出店の促進 ● まちづくり会社の設立 ● 千歳大学と協働し、学生が商店街づくりに参画
中心となる組織・関係者	1 内閣府経済政策総合事務局 下町人情キラキラ橋商店街の管理・運営、販路開拓やコミュニケーション、学業、つまみ食いフェスティバルの企画・運営、理事事務局長氏 商店街の取組方針を定めて、イベントなどの取組をサポート 2 東クリエイト・ケア 居介護支援事業所兼カフェ「すみまのカフェ」の運営 3 東ビッグ・エー ディスカウントストア「Big-A」の運営 4 NPO法人すみだきやか 「地域福祉プラットフォーム」の運営 5 商店街協同組合 商店街での事業運営 6 オナーとのマッチング、出店支援 7 立ち上げ（12月9日の出店） 8 「一社」つながる商店街 空き店舗の活用などに際するエリアマネジメントを推進 9 様々なフィールド（30万人の来店） 10 商店街協同組合 11 様々な専門家 大学教員（MBA）、都市計画専門家、中小企業診断士、行政関係者など 12 千歳大学 環境デザイン研究室 商店街内におけるフィールドワークの協力など	1 内閣府経済政策総合事務局 下町人情キラキラ橋商店街の管理・運営、販路開拓やコミュニケーション、学業、つまみ食いフェスティバルの企画・運営、理事事務局長氏 商店街の取組方針を定めて、イベントなどの取組をサポート 2 東クリエイト・ケア 居介護支援事業所兼カフェ「すみまのカフェ」の運営 3 東ビッグ・エー ディスカウントストア「Big-A」の運営 4 NPO法人すみだきやか 「地域福祉プラットフォーム」の運営 5 商店街協同組合 商店街での事業運営 6 オナーとのマッチング、出店支援 7 立ち上げ（12月9日の出店） 8 「一社」つながる商店街 空き店舗の活用などに際するエリアマネジメントを推進 9 様々なフィールド（30万人の来店） 10 商店街協同組合 11 様々な専門家 大学教員（MBA）、都市計画専門家、中小企業診断士、行政関係者など 12 千歳大学 環境デザイン研究室 商店街内におけるフィールドワークの協力など
外部の連携組織・関係者	13 東京都墨田区役所 地域福祉プラットフォーム事業の委託 14 墨田区 空き店舗活用促進制度、情報提供などの支援 15 地域福祉プラットフォーム事業の委託 16 グリーンス（本報掲載）の運営	13 東京都墨田区役所 地域福祉プラットフォーム事業の委託 14 墨田区 空き店舗活用促進制度、情報提供などの支援 15 地域福祉プラットフォーム事業の委託 16 グリーンス（本報掲載）の運営

4 取組のポイント

- 1 持続可能な取組とするため、収益に見合った事業と主体的な活動を生む環境を構築
商店街でイベントを行う場合、資金調達や人手の確保の面で課題が大きいが、下町人情キラキラ橋商店街では、商店街での取組を持続可能なものとするために、協力補助金に頼ることなく、得られる収益をメインにイベントを実施している。具体的には、イベントの事業費は、参加する商店主や団体からの出資金や、イベントで利用できる前売り券の収益などでまかなっている。また、機動力を高め、自分事化したまちづくりするために、事業費に組合費を活用せず、イベントの企画・運営は自由参加としている。事業性を求めた企画と、主体的な活動を生む仕組みにより、商店街の活性化に向けた取組が持続し、自らの環境づくりを行っている。
- 2 介護とカフェという複合した機能を持つ拠点を作り、地域住民が緩やかにつながる場を構築
駅前の商業エリアなどとの差別化を図るため、近隣に増加していた高齢者のニーズに沿った介護分野でのテナント誘致を検討。事業の誘致に当たっては、商店街が持つ人と人が交流する場という強みを活かし、地域コミュニティ機能を兼ね備えたいと考えた。このため、募集条件に、高齢者への介護サービスの提供だけでなく、商店街の東街客が出入りでき、サービスを受けることができる営業内容であることを設定。介護事業を手掛ける（株）クリエイト・ケアが出店し、2015年に居介護支援事業所も兼ねる「すみまのカフェ」が開業した。
- 3 サプリース方式を活用して空き店舗の貸店舗化を推進
当時、商店街内に空き店舗が多数存在しており、空き店舗の利活用は大きな課題だった。このため、商店街協同組合は、物件オーナーの店舗を借り受け、テナントに貸し出すサプリース事業を開始し、空き店舗の流動化を図った。また、出店者に対しては、大和氏が有する中小企業診断士のネットワークを活用し、事前に事業性の検証や助言を行うなど、新規出店に伴う不安やリスクに対する支援を実施。出店の場の提供から出店時の経営サポートまでを一貫して行うことで、新規出店の促進につながっている。

5 商店街と周辺の基本情報

■所在地：東京都墨田区京島
■人口（東京都墨田区）：約27万人
（2021年1月1日時点）

下町人情キラキラ橋商店街は、東京スカイツリーから1.8キロ程度の距離で、京成曳舟駅から徒歩約10分の場所に位置する。全長約470mに惣菜や乾物店など多様な店舗が軒を連ねている。戦火を逃れた古民家や長屋風の街並みが残る昭和レトロな商店街。

2022

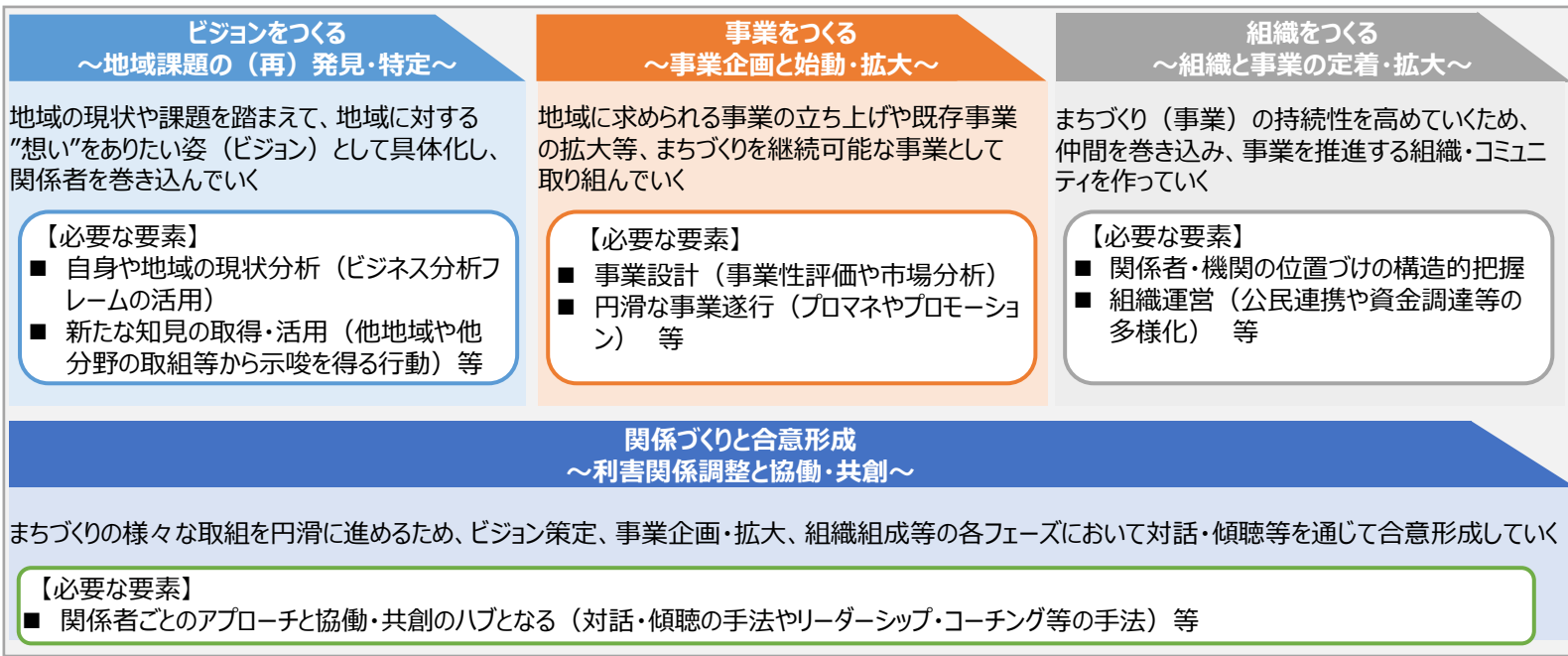
商店街における取組事例集
(地域の持続可能な発展に向けた商店街づくりのノウハウ集:別冊)

経済産業省 中小企業庁 編

まちづくり人材育成

まちづくり※人材育成事業 ※地区・街区（商店街含む）等のエリア単位を想定

- 地域の再活性化、地域・エリア価値の再構築を促すためには、改めて地域の本質的な課題を深掘るとともに、まだ活用できていない地域としての「個性」や「多様性」を活かし、新たな視点に立った取組を地域のステークホルダーを巻き込みながら推進することが必要。
- こうした取組を推進していく中、**地域全体を俯瞰し、地域における本質的な課題を発見するとともに、関係者間の合意形成や持続可能な実施体制の整備をサポートするなど、地域の立て直し・再構築を担う総合的なコーディネート役を担える人材の育成・確保が必要。**
- 今後、面的伴走支援を全国的に行っていく上では、上記のような総合的なコーディネート役を担える人材が現時点で少なく、かつ十分に配置・プール化できていない。
- そのため、今後、面的伴走支援を効果的に実行するためには、**総合的なコーディネート役の人材の裾野を広げていくことが急務であり、民間企業や支援機関等で伴走支援の経験を持つ人材をターゲットの中心に、裾野を広げていく育成講座プログラムを策定し、事業展開を図っていく。**



商店街から考える！まちづくり人材育成講座「マチスタート」

- まちづくり人材育成講座「マチスタート」を令和7年2月4日（火）～7日（金）に実施。（商店街関係者、まちづくり会社、行政、中小企業診断士など44名が参加）
- 次回は、令和8年2月頃に開催予定。

＜令和6年度実施プログラム＞

— 講師 —



(有)テイクスペース代表取締役
中小企業基盤整備機構講師
アドバイザーなど

竹林 晋氏
マチスタート
4日間の講座に伴走



山形まちづくり
株式会社
常務取締役

下田 孝志 氏



NPO法人
クロスメディアしまだ
事務局長

兒玉 絵美 氏



青山社中株式会社
代表CEO／
福井県立大客員教授

朝比奈 一郎 氏



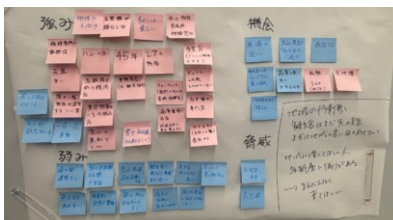
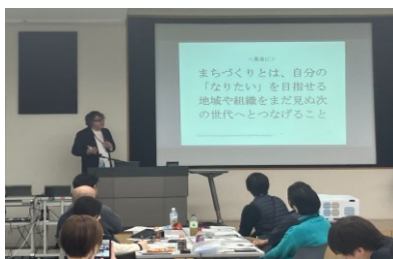
株式会社
さかいまちづくり公社
代表取締役

野口 富太郎 氏

Day1

ビジョンをつくる

- 下田孝志講師
本気で挑む“まちづくり”に必要な姿勢を講話。受講生のマインドを醸成。
- 地域の関係者や地域性について整理。ビジョンを作ることの重要性を学んだ上で、SWOT分析などを演習。



Day2

事業をつくる

- 事業設計にあたり、重要なポイントや広報・PRの手法を学ぶ。
- ビジョン達成に向けた課題を整理し、事業案を演習を通じ検討。

先進事例紹介

- 兒玉絵美 講師
“アート×まちづくり”の事例を通じて合意形成のポイントを学ぶ。
- 野口富太郎 講師
地域公社×ふるさと納税という手法を用いた事業の仕組みとポイントを学ぶ。



懇親会も
大盛況！

Day3

組織をつくる

- 組織の動きや関係者との連携を現場で学ぶため、埼玉県川越市“立門前商栄会”で実地研修を実施。
- 商店街に加え、周辺施設を訪問し関係者からヒアリング。
- ヒアリング後にグループワーク実施。商店街の課題を整理し、課題解決や関連施設との連携に向けた事業案を議論。



Day4

関係づくりと合意形成

- 朝比奈一郎講師
リーダーシップ（始動者）の考え方や地域活性やまち作りにおけるリーダーシップの必要性を学ぶ。
- 参加者の地域の課題整理～事業案作成までを実施。また、本研修の重要なポイントである“関係者の巻き込み”“合意形成”を重視した地域ネットワーク図を作成。



商店街表彰制度

「地域にかがやく わがまち商店街表彰」（大臣表彰）について



- 商店街を含むエリア全体の価値向上につながる取組を選定・表彰。受賞商店街への視察・意見交換会の実施や取組内容・ポイントの中企庁HPへの掲載等を通じ、他の商店街に新たな気づきを与えると同時に、行動変容を促し全国的な商店街の活性化に繋げる。
- 外部有識者による審査を経て、中小企業経営支援分科会において受賞者（10者）を決定。受賞された商店街の取組としては、面的なエリア価値の向上に繋がる事業や、多様な関係者を巻き込んだ実施体制の構築を図りながら事業を実施している点が特徴的である。

「地域にかがやく わがまち商店街表彰2024」受賞者

- ・ 安芸本町商店街振興組合 [高知県]
- ・ 一般社団法人からまち/協同組合唐戸商店会 [山口県]
- ・ 一般社団法人やかげまると商店街振興会 [岡山県]
- ・ 宇宿商店街振興組合 [鹿児島県]
- ・ 株式会社ベース/諫早市中心市街地商店街協同組合連合会 [長崎県]
- ・ クローバー通り商店会 [静岡県]
- ・ 吹田市旭通商店街協同組合 [大阪府]
- ・ 七日町商店街振興組合/山形まちづくり株式会社 [山形県]
- ・ 福知山フロント株式会社/福知山駅正面通商店街振興組合 [京都府]
- ・ 松山市商店街連盟 [愛媛県]

(50音順)

表彰式 及び 齋藤大臣との座談会（令和6年7月23日）

- ・ 表彰式を実施し、受賞した商店街組織等の代表者に対し、齋藤経済産業大臣から感謝状を授与した。
- ・ 表彰式に続いて行われた受賞者と齋藤経済産業大臣との座談会では、受賞者から受賞した取組について説明し、その後商店街を活かした地域経済の活性化等について意見交換を実施した。

【参考】これまでの表彰事業

- ・ 平成8年度 元気のある商店街100選（事例集）
- ・ 平成12年度 続・元気のある商店街100選（事例集）
- ・ 平成18年度 がんばる商店街77選（大臣表彰）
- ・ 平成21年度 新・がんばる商店街77選（大臣表彰）
- ・ 平成26年度・27年度 がんばる商店街30選（大臣表彰）
- ・ 平成28～31年度、令和3年度 はばたく商店街30選（大臣表彰）

「地域にかがやく わがまち商店街表彰2026」

- ・ 募集開始：令和7年10月1日（予定）
- ・ 審査期間：令和8年2月～ 令和8年4月頃（予定）
- ・ 受賞予定者への内示：令和8年6月頃（予定）
- ・ 表彰式（結果公表）：令和8年7月頃（予定）
- ・ インタビュー、視察等：令和8年9月以降（予定）
- ・ 事例集公表：令和9年4月頃（予定）

（参考）中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/award/index2024.html>



↑ 2024受賞者



経済産業省中小企業庁表彰事業「地域にかがやく わがまち商店街表彰2026」の候補者を募集します。応募要領は、2025年10月1日（水）に中小企業庁ホームページに掲載予定です。詳しくはこちら



↑ 2026チラシ

(参考) 「地域にかがやく わがまち商店街表彰2024」 受賞者について

【高知県安芸市】 安芸本町商店街振興組合

異業種・異分野・異世代の交流による地域活性化

- ◆ 「安芸市中心商店街等振興協議会」を設置し、振興計画を検討・策定。協議会の下に置かれたワーキンググループにおいて、安芸に関わる多様な関係者が集まり振興計画に基づくアクションプランを策定し、具体的な取組を進める。
- ◆ 交流の場「たまり場」は、地域コミュニティ形成の場であり、振興計画の進捗確認だけでなく、地域活性化のための具体的な議論が継続的に行われる場となっている。



【山口県下関市】 一般社団法人からまち・協同組合唐戸商店会

組織統合により推進体制を確立して地域再生に取り組む

- ◆ 唐戸エリアの6商店街を協同組合と振興組合の2組織に統合。新たに設立したまちづくり会社が2組織の事務局を担うことで、組織運営の一元化と事務の効率化に成功。
- ◆ 下関市の支援のもと「観光ウォーカブル都市唐戸」を目指し「5カ年計画」を策定。計画に基づき、テナントミックス事業やにぎわい創出イベント、パークレットの設置など、多様な事業を展開している。



【岡山県矢掛町】 一般社団法人やかげまると商店街振興会

住民と観光客が共に過ごしやすいまちづくり

- ◆ 「矢掛宿」の風情の残るまちなみを活かし、地域全体を「まると道の駅」として定義。商店街を活性化するために、個店の魅力に加え地域全体の魅力も向上させている。
- ◆ 商業に従事しない住民が多い地域において、商店街が中心となり住民の意見を地域活性化に反映することに成功。
- ◆ 商店街が活性化に取り組むという明確な意思を持って町や観光交流推進機構等と協力し、まち全体・商店街の魅力を高めている。



【鹿児島県鹿児島市】 宇宿商店街振興組合

住みやすく住民が楽しめるまちづくり

- ◆ 「鹿児島で住みたい街No.1」を目指し、商店街が主導して住みやすいまちづくりを実践。駅、バス停などの住民の交通アクセスの向上や防犯対策などの地域の環境整備や、イベントの実施等を通じた楽しさの提供などを実施。
- ◆ 取組を継続的に発展させながら実施するために、PDCAサイクルを継続的に回し続ける体制を構築。取組に対する評価分析や議論を組織内でしっかりと行いながら、商店街以外の様々な組織と協力して取組を進め、地域全体の活性化に繋げている。



(参考) 「地域にかがやく わがまち商店街表彰2024」 受賞者について

【長崎県諫早市】株式会社ベース・諫早市中心市街地商店街協同組合連合会

商店街を「場」として活用して地域のにぎわいを創出

- ◆ 商店街を賑わい創出の「場」として捉え、アーケード下の通りをイベント実施者が活用できる環境を整備。イベント開催数や来街者数が増加し、地域の賑わいを創出している。
- ◆ 商店街が単なる買物の場を超え、住民の夢や希望を後押しする場とすることを目指して「Goo Goo Marche」などのイベントを商店街において継続的に実施。多数のイベント実施によるにぎわいの創出と、空き店舗対策等により、連合会地区の空き店舗数は大幅に減っている。



【静岡県浜松市】クローバー通り商店会

新規創業への伴走支援を通じた地域活性化

- ◆ 「天竜トライアルオフィス」のビジネスコーディネーターが、浜松市や商工会議所・商工会が行う新規創業支援制度の活用のサポートなど、新規创业者の伴走支援を行う。
- ◆ 伴走支援を通じ、事業内容や事業計画、創業希望者の性格、自治会への加入の可否等を踏まえ、商店街で事業を行うことが最適であると判断した創業希望者については、商店街での創業を支援し、新規事業の成功率を高めている。



【大阪市吹田市】吹田市旭通商店街協同組合

地域と協力して子育て世代や若者を呼び込む

- ◆ 商店街の体制や風土を刷新し、現理事長を中心として地域の人や専門家等がチームとなって、子育て世代や若者の来街者数増加に向けた取組を実施。
- ◆ 商店街が空き店舗を改装し、カフェやレンタルスペースを設置。授乳室、キッズスペース等を備えた。レンタルスペースには、常時数店舗が出店。シェアキッチンとしてのカフェスペースの貸し出し、近隣作家の作品販売など、商店街に人が集う拠点となっており、特に子育て世代の来街者が増加した。



【山形県山形市】七日町商店街振興組合・山形まちづくり株式会社

商店街と地域が一体となって取り組むまちづくり

- ◆ 商店街組織（商店街青年会・商店街振興組合とまちづくり会社）による事業推進体制が確立。青年会で積極的な活動を行った者が、振興組合の役員となり、青年会活動で培った経験と人脈を活かして活動を発展させている。
- ◆ 商店街組織が中心となってまちづくりに取り組み、自治体が条例などにより後押しすることで、七日町エリアのまちづくりを推進。関係する団体の事務局を振興組合が担い、ビジョンを関係者と共有することにより、一体的なエリアマネジメントを可能にしている。



(参考) 「地域にかがやく わがまち商店街表彰2024」 受賞者について

【京都府福知山市】 福知山フロント株式会社・福知山駅正面通商店街振興組合

若手主導の商店街改革による地域活性化

- ◆ 行動力のある若手を中心とした民間出資100%のまちづくり会社を設立。既存の振興組合では対応が難しい課題の解決に向け、スピード感をもって多様な事業を展開できる組織体制を確立した。振興組合理事を若手に一新することで、組織の世代交代を実現した。
- ◆ 空き店舗を活用したハード事業とイベント実施などのソフト事業を効果的に組み合わせることにより、新規出店者の獲得とにぎわい創出に成功。魅力的な個店の集積によりエリア価値の向上を実現。



【愛媛県松山市】 松山市商店街連盟

市内の商店街全体が連携して地域の魅力を高める

- ◆ 市内商店街が連携してまちづくりに取り組むとの共通認識のもと、連合会組織として、松山市内商店街全体の発展等に寄与するための研修、共同事業等の事業を実施。
- ◆ 加盟商店街を相互に訪問する「地域内視察・交流会」の実施により、まちの魅力を再発見するとともに、商店街間の連携を強化。再発見したまちの魅力を伝えるデジタルスタンプラリーの実施により、市内商店街への来街者増に繋がっている。



(参考) 審査委員、主な審査項目について

審査委員

足立 基浩

和歌山大学 副学長、経済学部 教授

村山 顕人

東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻都市計画研究室
准教授

新 雅史

流通科学大学商学部マーケティング学科 准教授

田中 里沙

事業構想大学院大学 学長・教授

主な審査項目

【取組詳細】

- 地域の資源・個性を活かした取組か、取組自体に革新性・独創性があるか
- 面的なエリア価値の向上（エリアブランディング）に繋げる工夫がされているか
- 実施主体が長期的視点を持ちながら取組を行っているか

【取組体制】

- 多様な関係者を巻き込み、より実効性を高めるような実施体制となっているか
- 地方公共団体や地域の関係する団体等と連携して取組が行われているか

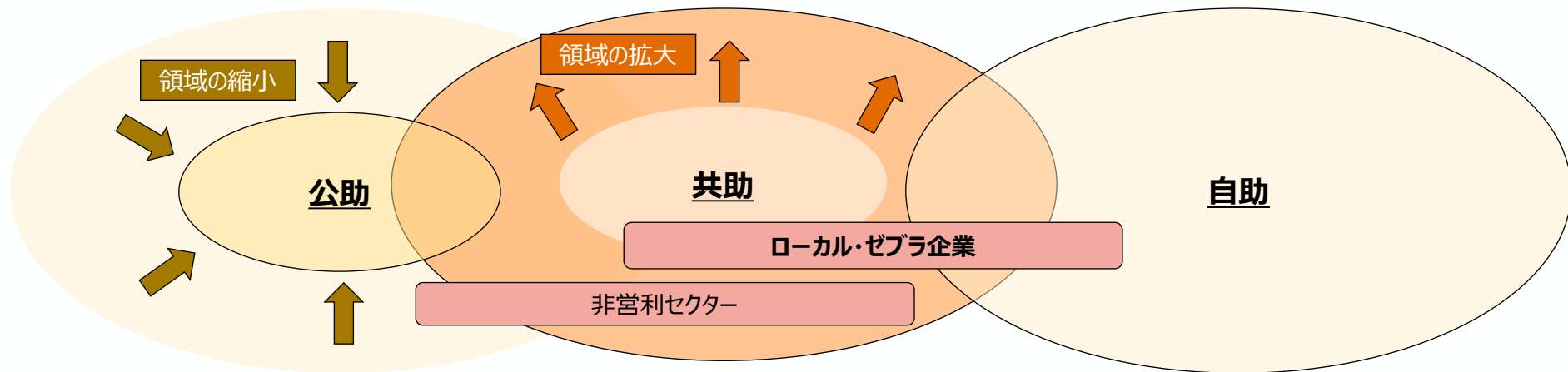
【成果】

- 取組がエリア価値の向上に繋がっているか、収益性があるか

ローカル・ゼブラ政策

ローカル・ゼブラ企業の存在意義

- ゼブラ企業とは、**社会課題解決と経済性の両立を目指す企業**を、白黒模様、群れで行動するシマウマに例えて命名された。中小企業庁では、このうち、地域の課題解決に取り組む、**ローカル・ゼブラ企業の育成**を行っている。
- 少子高齢化等の影響で人口が減少し、市場が縮小する時代において、**公的セクター（公助）や資本市場（自助）の間で拡大する「共助」の範囲担う存在**が地域には必要である。
- これまでは非営利セクターが担ってきたが、共助領域の拡大や技術の進展に伴い、**ビジネスの手法で共助の領域を担う、ローカル・ゼブラ企業が活躍できる領域も広がっている**。



公助：行政が担う領域。人口減少に伴う地域の税収減や担い手の減少、行政側の人手・予算不足等により、対応できる課題には限りがあり、民間との連携による課題解決を志向する自治体は増えてきている。

自助：民間の主体が担う領域。顧みられない主体を含めた地域全体の持続可能性に責任を持つ役割は果たせないが、牽引力が大きく、人材や技術力等の資源を保持しているため、地域の活力向上が企業のミッションに合致している場合、シナジーが生まれ得る。

共助：公助と自助の間を繋ぎ、地域の持続可能性にコミットする主体が担う領域。非営利セクターが果たす役割も重要なが、本事業においては経済的な持続可能性を考え、事業による課題解決を行う主体（ローカル・ゼブラ企業）に着目。

ローカル・ゼブラ政策の流れ

2023年度

研究会の実施 基本指針の策定

「地域課題解決事業推進に向けた基本指針」を策定し、ローカル・ゼブラ企業の重要性和ビジネス上のポイントについて整理し、目指すべき社会の方向性を提示。

2024年度

ローカル・ゼブラ企業の社会性・事業性評価の確立

基本指針に則り、ローカル・ゼブラ企業のビジネスにおける社会的価値を可視化するため、中小・小規模事業者でも取り組めるようなインパクト評価手法を整理。また、ローカル・ゼブラ企業の事業性を評価し必要な経営資源を獲得できるようにするために、ローカル・ゼブラ企業のビジネスモデルを類型化した。

2025年度

エコシステム強化に繋がる関係者を巻き込む仕組み、 多様な資金調達手法の整理

ローカル・ゼブラ企業と地域事業づくり会社が、ローカル・ゼブラ企業の横連携を図るローカル・ゼブラコミュニティの形成やエコシステム強化に繋がる社会的インパクト評価を活用した地域内外の関係者との連携強化の仕組み、ローカル・ゼブラ企業の成長を支える多様な資金調達手法を整理する。

ローカル・ゼブラ企業の政府での位置づけ

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」(抄) (2025年6月閣議決定)

Ⅶ. 資産運用立国の取組の深化

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

②インパクト投資市場の拡大に向けた取組

社会的課題の解決を通じて企業価値・投資収益の向上を図る観点から、引き続きサステナビリティ投資を推進する。具体的には、インパクト投資の案件創出に向けて、Ⅳ. 1. ④に記載の「インパクトスタートアップ(社会的起業家)に対する支援」に取り組むほか、インパクトの可視化・ビジネス構築等への支援強化等によるローカル・ゼブラ企業(地域の社会課題解決の担い手となる企業)等の育成を図る。また、国際的な団体等とのネットワークを強化し、我が国の取組に関する対外発信を充実させる。こうした取組により、企業が視点の転換を図り、金銭的リスク・リターンに加え社会面・環境面のインパクトを考える、マルチステークホルダー型企業社会を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(抄) (2025年6月閣議決定)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

(中堅・中小企業による賃上げの後押し)

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

「地方創生 2.0 基本構想」(抄) (2025年6月閣議決定)

(1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

②魅力ある働き方・職場の創出

iv. ローカル・ゼブラ企業の活躍環境整備による魅力ある職場づくり

ローカル・ゼブラ企業は、若者や女性を始め多くの人たちにとって魅力的な地域の仕事・職場を創出し、地域の社会課題解決の新たな担い手となる重要な存在である。ローカル・ゼブラ企業を育成するエコシステム強化のため、多様なファイナンス手法や社会的インパクト評価手法の検討・整理、地域や業種を越えたコミュニティの形成促進等の環境整備に取り組む。

令和7年度 ローカル・ゼブラ政策の全体像

ローカル・ゼブラ企業や地域中間支援組織が地域の中堅・中核企業や大企業と連携し、エコシステム強化につながる仕組みの構築や、資金や人材等の経営資源獲得に向けて挑戦・活躍できる環境整備を図る。

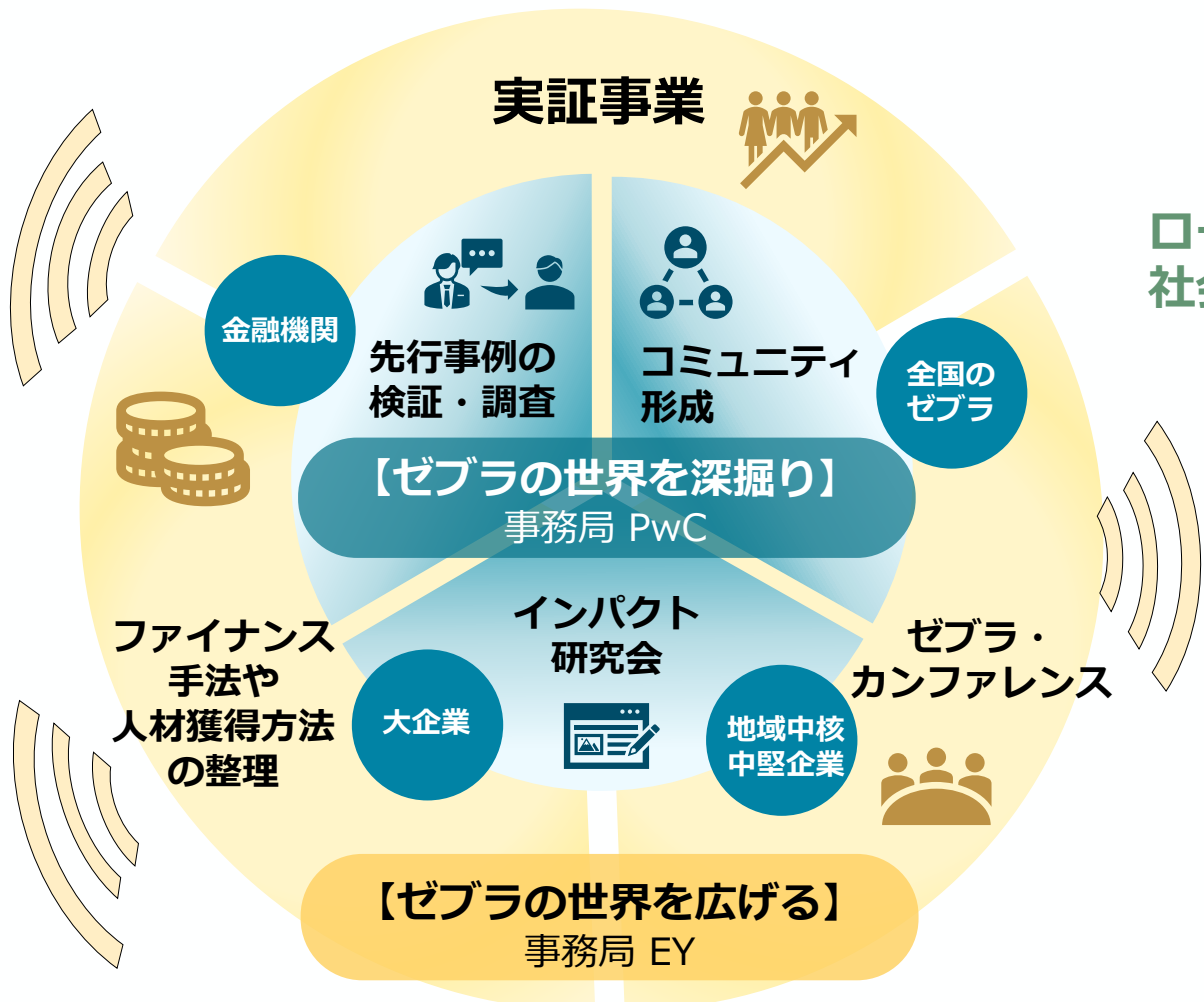


エコシステム強化につながる事業拡大等の仕組み化

- ・ 実証を通じて、地域事業づくり会社とローカル・ゼブラ企業が域内外のステークホルダーと連携して、事業拡大・事業展開できる仕組み・型を明らかにし、全国に波及させる。

多様な経営資源獲得の手段を実現する

- ・ ローカル・ゼブラ企業や地域事業づくり会社が多様な経営資源獲得手法を選択でき、民間資本による地域経済循環の構築を目指す。

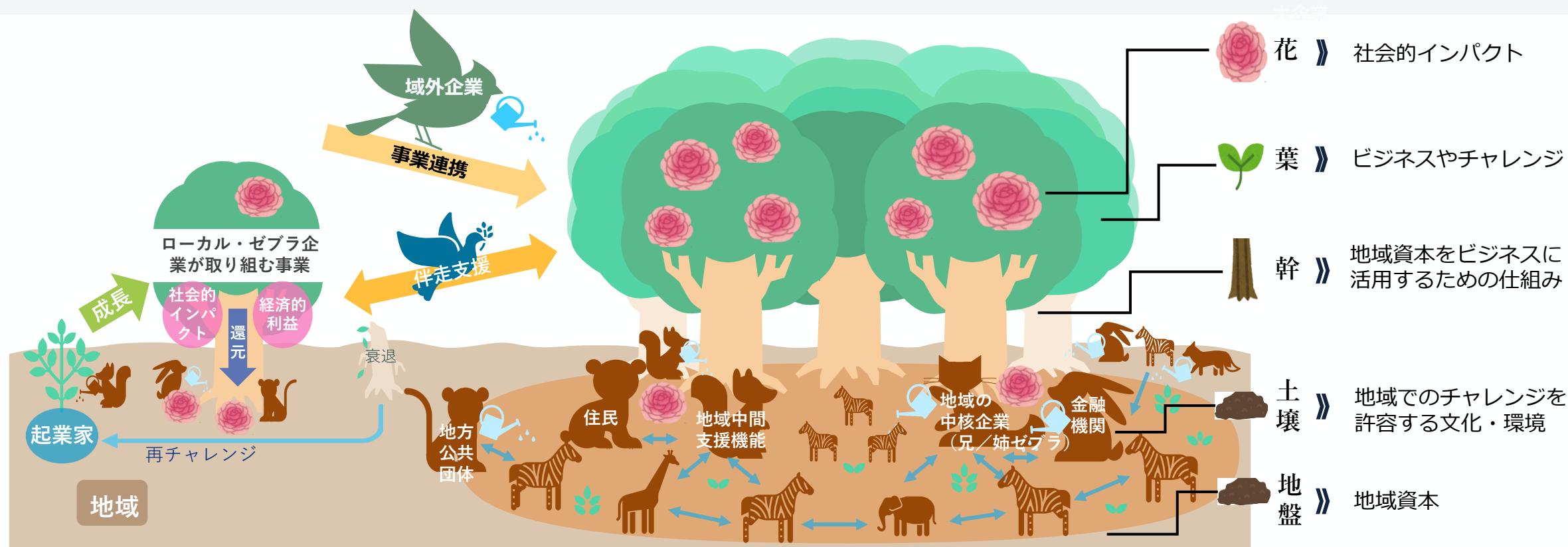


ローカル・ゼブラ企業に対する社会的理解の普及・啓発

- ・ ローカル・ゼブラ企業同士が地域や業種を超えたつながりにより、学び合うコミュニティを創出する。
- ・ ローカル・ゼブラ企業の取組に共感した企業等がローカル・ゼブラ企業と出会う場を創出する。

地域エコシステムの成長・強化

- 地域エコシステムにおいて、長く地域に貢献してきた地域の老舗・中核企業（兄／姉ゼブラ）の持つ地域資本や信頼と、社会的インパクトの創出に取り組むローカル・ゼブラ企業との事業の親和性は高い。
- ローカル・ゼブラ企業群が活躍できる共助のエコシステムは、地域に根ざした老舗企業等（兄／姉ゼブラ）、共感する大企業等と事業連携し、域内外の成長資金や人材を呼び込むことで成長し、エコシステム内で次の世代を育成しながら、地域の経済循環を強化していく。



商店街等で活用できる施策

商店街等で活用できる施策について

■ 小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が、小規模事業者を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

■ IT導入補助金（複数社連携IT導入枠）

商店街内の複数者が連携して実施する、地域の来街者増や回遊促進等を通じ、生産性向上を図るITツールの導入や消費動向等の分析システムを活用したデジタルマーケティングの実装を支援し、エリア価値向上に繋げていく。

■ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ））

【内閣府：地方公共団体において実施計画を策定する必要】

デジタルの活用等による商店街活性化をはじめ、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組を支援。

■ ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

【総務省：地方公共団体において実施計画を策定する必要】

産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。

■ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【内閣府：地方公共団体において実施計画を策定する必要】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援。

■ 政策金融による商店街・中心市街地支援

■ 事業継続力強化計画

事業継続力強化計画制度は、中小企業等の自然災害等への対策を促進するため、取り組みやすいBCPとして、中小企業が行う防災・減災の事前対策等を経済産業大臣が認定するもの。認定を受けた事業者は、認定ロゴマークの使用のほか、税制措置や低利融資等の施策の活用が可能。

■ 中小企業省力化投資補助事業

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資の取組を支援。

■ 中小企業新事業進出補助金

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）の概要

- 地域振興等機関が行う、10以上の小規模事業者の販路開拓を支援する取組を支援。
- 商品・サービスのデザイン改良・ブランディング支援や生産・供給体制の向上支援等と、展示販売会・商談会等を通じた参画事業者の販路開拓支援が一体となった取組が支援対象。

【補助目的】

小規模事業者等の商品展開力・販売力の向上による販路開拓の取組について補助。

【補助上限・補助率】

補助上限：5,000万円 補助率：2/3、定額

【補助対象経費】

人件費、委員等謝金、旅費、借料、設営・設計費、内外装費、整備工事等展示会等出展費、通信運搬費、広報費、印刷製本費、委託・外注費等

【補助対象者】

地域振興等機関

※商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街等組織、その他地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

【活用事例】

- ・国内外における商談会や催事販売会の実施。
- ・アンテナショップを整備し、販売会の実施。

※オンラインでの展示会やマーケティング拠点の整備も対象

【事業実施のイメージ】

補助対象者
(地域振興等機関)

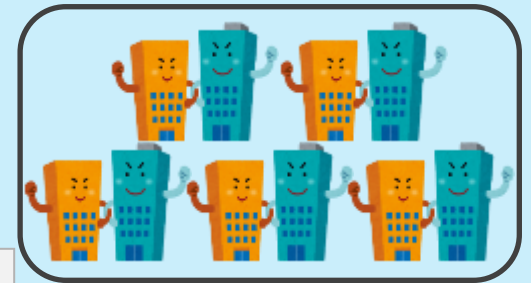


販路開拓
支援

【事業類型】

- ・展示会・商談会型
- ・催事販売型
- ・マーケティング拠点型

参画事業者
(10以上の小規模事業者)



✓ 販路開拓支援

- ①商品・サービス、販売方法等をブラッシュアップ
- ②販路開拓の機会の提供（商談会・販売会等）
- ③販路開拓機会の提供後の支援
- ④事業終了後も継続したフォローアップ支援

➡小規模事業者の商品展開力・販売力の向上により、販路開拓・拡大を実現。

小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）のチラシ

※本事業について現在公募は行っておりません。次回公募については秋頃を予定しております。

令和7年4月30日時点版

販路開拓を支援する機関の皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

5,000万円

【第1回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年3月31日（月）
申請受付開始：2025年4月25日（金）
申請受付締切：2025年6月13日（金）

【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、
広報費、旅費 など

経済産業省 中小企業庁 Be a Great Small. 中小機構

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始～交付候補者決定	交付決定～補助事業実施	補助期間終了後～
参画事業者の選定 事業計画の作成	公募受付開始 公募締切 事業計画審査 採択者決定 見積書等の提出	交付申請・決定 補助事業開始 実績報告 補助金の支払い 補助金の請求 補助額の確定 確定検査	事業化状況報告

※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。
※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街等組織（商店街その他の商業・サービス業の集積を構成する団体であって、商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織をいう。）
- ④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

【本事業における取組】

- ①展示会・商談会の取組
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②催事販売型の取組
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③マーケティング拠点の取組
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的なかつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

持続化補助金（共同・協業型）事務局HP：

 [GビジネスID 取得](#)

(参考) 小規模事業者持続化補助金（通常枠）のチラシ

令和7年6月30日時点版

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

【第18回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年6月30日（月）

申請受付開始：2025年10月3日（金）

申請受付締切：2025年11月28日（金）

【関連融資制度】

自己負担

持続化補助金補助率 2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

○ 限度額：2,000万円

※ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。





事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始～交付候補者決定	交付決定～補助事業実施	補助期間終了後～
商工会 商工会議所 へ相談	公募申請期間 公募受付開始 公募締切 ・事業計画審査 採択者決定 見積書等の提出	補助事業実施期間 交付申請・決定 補助事業開始 実績報告 ・事業実施 補助金の請求 補助額の確定 確定検査	フォローアップ 事業化状況報告

※ 申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概 要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50万円 を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 150万円 を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を + 50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

※ 青字が本補助金の対象経費

活用事例①

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザインやリーフレットを作成**。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに**看板を設置**。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。

事務局HP:



[商工会地区HP](#)



[商工会議所地区HP](#)



[GビズID取得](#)

IT導入補助金（複数社連携IT導入枠）の概要

キャッシュレスって複雑で
難しいのだろうか…

簡易な決済システム導入

電子決済システムを導入し、顧客サービスの向上とレジ業務の省力化につなげよう！



売上を上げるための方法って
何があるのだろうか…

ITツール導入による分析

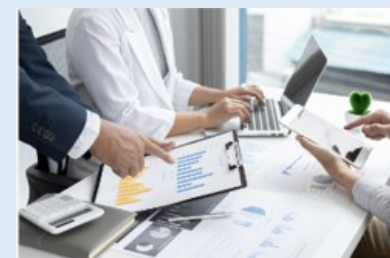
来街者（性別や年代等）を把握するAIカメラや、販売集計ソフトを活用し、売上アップにつなげよう！



ツールを導入してデータをどう
活用すればいいのだろうか…

専門家によるサポート

専門的な知識がなくても伴走支援により地域一体でデータを活用し、新規顧客獲得につなげよう！



1. 申請要件

商店街振興組合などが代表事業者となり、地域の事業者**10者以上**と連携

2. 補助対象ツール・経費

- ・キャッシュレスシステム、電子地域通貨システム、デジタルサイネージ 等
※ソフトウェアを機能させるハードウェアも一部対象です。
- ・参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費
※事務費、専門家費のみ申請は不可

3. 補助率・補助上限額

【補助率】 **1/2～4/5** ※導入するツール等によって異なります

【補助上限額】 ITツール・ハードウェア：**最大3,000万円**

事務費・専門家費：**最大200万円**

商店街独自のポイントカードで 地域のお金の循環を実現!!

協同組合米沢市商店街連盟



ポイントカードを刷新!

スマホ・キャッシュレス対応で、利用者拡大

Point !

- ✓ 個店が支払う手数料が商店街活性化事業の資金となり循環
- ✓ 電子通貨と比較するとポイントカードはシステム導入の時間面・費用面での負担が小さい
- ✓ 商店街の規模や地域実状にあったシステムにより自立的に事業が継続

Good ! for 消費者

- 110円(税込)ごとに獲得できる1ptは1円として、地域のお店で使える!
- ポイント利用店舗は拡大中で、地域のお店を応援できる!

Good ! for お店・商店街

- 顧客・購買データを取得できるため、お店や商店街の販促・売上げアップに活用出来る!



操作説明会、楽チン操作!

基礎データ

- ・ 所在: 山形県米沢市
- ・ 人口: 約 7.6 万人
- ・ 加盟商店街数: 12
- ・ 組合員数: 216
- ・ カード利用店舗数: 51

Check !

IT導入補助金(複数社連携枠)を活用

同補助金を活用し、ポイントシステムソフトウェアや店頭用端末を導入しました。詳しくはIT導入補助金HPをご覧ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp/>



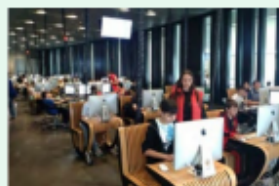
新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧：デジタル田園都市国家構想交付金（主に「地方創生推進タイプ」））

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



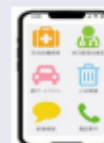
デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における
国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧：デジタル田園都市国家構想交付金（主に「地方創生推進タイプ」））

- 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援
- ※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ② ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築
- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定	KPI設定の適切性
自立性	地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則 3 か年度以内 (最長 5 か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則 5 か年度以内 (最長 7 か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

（注1）拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

（注2）拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

（注3）新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

（参考）新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧：デジタル田園都市国家構想交付金（主に「地方創生推進タイプ」））事例

自治体		交付対象事業	事業時期
北海道	北海道芽室町	芽室町元気な 商店街 づくりプロジェクト	R5～7
	北海道安平町	回遊交流による 商店街 賑わい創出プロジェクト	R2～7
関東	東京都東大和市	地域活性化に向けた活気ある 商店街 づくり事業	H30～R2
	東京都台東区	ふるさと交流ショップによる地方経済の活性化と 商店街 振興事業	H29～R元
	千葉県勝浦市	新たな配送サービス構築による 商店街 等にぎわい創出事業	R4～5
	茨城県大子町	空き家・空き店舗等の活用による 商店街 のにぎわい創出を通じた町内活性化事業	R6～7
	栃木県さくら市	商店街 の景観・ホスピタリティ向上事業	R元～3
	長野県松川町	リニア時代を見据えた 商店街 を中心とする地方創生事業	R5～7
	新潟県新潟市	古町再生プロジェクト推進事業	R3～5
	新潟県小千谷市	地域資源（和テイスト）とSNS・インターネット環境を活用した 商店街 活性化事業	H30～R2
中部	富山県立山町	自治体ポイントを活用した 商店街 活性化事業	R元～3
	石川県金沢市	金沢 商店街 活性化プロジェクト	R7
近畿	大阪府和泉市	新 商店街 におけるにぎわい創出	H29～R元

※一部を除いて「商店街」でヒットした採択事業のみを抽出。

（参考）新しい地方経済・生活環境創生交付金（旧：デジタル田園都市国家構想交付金（主に「地方創生推進タイプ」））事例

自治体		交付対象事業	事業時期
中国	山口県	ご当地グルメと 商店街 と新モビリティで交流を循環させる地方創生交流ネットワーク形成事業	R6～7
	山口県山口市	次世代へつなぐ 商店街 づくり加速化プロジェクト	R3～7
	山口県山口市	人が集い賑わいのある 商店街 づくり支援事業	H30～R2
四国	高知県いの町	いの町 商店街 エリアにぎわい創出（まちなか再生）事業	R3～5
九州	福岡県北九州市	持続可能な 商店街 活性化事業	R4～7
	福岡県香春町	来て見て、住んで春香町へ。旧香春小学校を活用した秋月が移動沿い旧 商店街 賑わい再生事業	R7
	熊本県甲佐町	甲佐町 商店街 を中心とする中心市街地の活性化プロジェクト～人々が“こうさ”するまちへ～	R6
	大分県国東市	鶴川 商店街 周辺観光拠点推進プロジェクト	R4～6
	大分県別府市	デジタル地域通貨を活用した中心市街地活性化事業～観光客で賑わう 商店街 ～	R7

※一部を除いて「商店街」でヒットした採択事業のみを抽出。

ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

ローカル10,000プロジェクト等

R7当初予算額（案）：地域経済循環創造事業交付金 615百万円
R6補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等 2,110百万円
（R6当初予算額：地域経済循環創造事業交付金 600百万円の内数）

- 産官学金労官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。
- 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム



事例

※ 上限2,500万円。
融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

岩手県久慈市	山梨県都留市	長野県佐久市	島根県松江市	徳島県美馬市	鹿児島県長島町
ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業	富士の麓の小さな城下町都留市 織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト	循環型醸造事業 ～Ferment Base～	歴史文化の港町・美保関の古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業	うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業	ぶりと茶どころ 鹿児島活性化事業
					

ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

(参考) ローカル10,000プロジェクトの採択事例

自治体		事業名	事業概要	交付決定年度
関東	長野県小諸市	まちなか商圈再生に向けた民間活力型公共施設活用事業	・商店街に近い歴史的建造物をレストランへ改修 ・市内のワインを取揃えた初のレストランとして、地元食材を活用した料理を提供	R4
四国	愛媛県松山市	都市型ワイナリーを活用した松山中央商店街活性化事業	・松山中央商店街にある大街道商店街に都市型ワイナリーを整備し、松山市民のみならず広く県外にもアピール出来るワインを醸造	R6
九州	鹿児島県鹿屋市	地元食材を活用した農家・商店街ともに元気になる地域密着型レストラン事業	・地域の畜産農家から直接黒豚、黒毛和牛を買い取り提供する拠点を整備	H26
	鹿児島県出水市	保育所併設型就労支援事業所整備事業	・地域商店街の中心に位置する銀行跡に保育所併設型就労支援施設を整備 ・就労支援事業ではwebライティングを行い、専門知識やPCスキルの習得を支援	R4

※「商店街」でヒットした交付決定事業を抽出。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和6年度補正予算）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円（うち ①低所得世帯支援枠 0. 5兆円、②推奨事業メニュー 0. 6兆円）

※ この他、「給付金・定額減税一体措置（令和5年度経済対策）」に基づく給付金（0.6兆円）を措置。

- 対象事業：①（低所得世帯支援枠）物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
②（推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
（生活者支援）	（事業者支援）
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑥農林水産業における物価高騰対策支援
③消費下支え等を通じた生活者支援	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和6年度補正予算）

I. 低所得世帯支援枠（0.5兆円）

- ・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

II. 推奨事業メニュー（0.6兆円）

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

(参考) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の採択事例 (令和6年度補正予算)

地方公共団体が実施する、商店街等の街路灯・防犯街灯等に係る支援事例			
自治体		事業名	事業概要
北海道	北海道小樽市	街路防犯灯LED改良費物価高騰対策重点支援金給付事業	電気料金の高騰に直面する街路防犯灯を管理する団体（町内会・商店街）に対して、省エネ効果が高く、二酸化炭素排出量の少ないLED灯への改良に係る経費を補助。
関東	埼玉県川越市	商店街街路灯のLED化等支援	エネルギー価格高騰の負担軽減や脱炭素化社会の実現を目指すため、川越一番街商業協同組合が実施する街路灯のLED化や塗装に係る経費を補助。
	神奈川県横須賀市	商店街街路灯の電気料金への補助	電気料金の高騰により負担が増加している商店街に対して、街路灯の電気料金高騰分を補助。

地方公共団体が実施する、商店街等のにぎわい創出に係る支援事例			
自治体		事業名	事業概要
関東	千葉県茂原市	キャッシュレス決済ポイント還元事業	対象キャッシュレス決済を使用して市内対象店舗を利用した方にポイント還元を行い、消費の増加を図る。また、商店街振興のため、茂原市商店会連合会に属している店舗の還元率を高く設定し、利用向上を図る。
近畿	兵庫県三木市	商店街お買い物券事業	物価高騰の影響を受ける事業者及び市民への支援として、市内の商店街等が実施するプレミアム付商品券の発行を支援することにより、消費喚起と地域商業の振興を図る。
九州	鹿児島県鹿児島市	中心市街地にぎわい創出支援事業	物価高騰等の影響を受ける中心市街地の面的な活性化を図るため、商店街等が実施するにぎわいの創出につながるイベント等に対して助成。

※「商店街」でヒットした実施計画を抽出。

政策金融による商店街・中心市街地支援

- 卸・小売・サービス業者等に対して、日本政策金融公庫による低利融資制度を実施。
- 要件を満たす場合には、基準利率から一定の利率を引き下げた「特別利率」を適用。

企業活力強化資金

①地域再生法における商店街活性化促進区域において空き店舗を利用して事業を行う方 「設備資金・運転資金」【中小：特利②】 (例) <販売促進費用> ・小売店や飲食店が空き店舗を利用して新規出店する際に、新たな顧客を取り込むための販売促進等の費用 	②空き店舗への出店をご検討の方（※） 「設備資金」【中小：特利②】 (例) <冷蔵庫導入費用> ・飲食店が商店街の空き店舗に出店する際の建物の取得費用や内装費用、冷蔵庫等の導入費用 (※)一定の要件を満たす商店街の空き店舗が対象となります。 	③地域商店街活性化法の認定を受けた地区において事業を営む方 「設備資金・運転資金」【中小：特利②】 (例) <調理機械導入費用> ・同地区内の食品製造卸店が、経営の合理化を図るために、古くなった調理機械を最新製品に更新する際の導入費用 
④中心市街地活性化法の認定を受けた中心市街地において事業を営む方 「設備資金・運転資金」【中小：特利② 国民：特利③】 (例) <職業訓練教室開設費用> ・地域の人材育成ニーズを満たすとともに、売り上げ増を図るため職業訓練教室を新たに開設するための費用 	⑤中心市街地活性化法における特定民間中心市街地経済活力向上事業を行う方 「設備資金・運転資金」【中小：特利③】 (例) <施設整備・運転費用> ・経済産業大臣の認定を受け、中心市街地において地域の核となる商業施設の整備費用や同施設に入居するテナントの開業費用 	⑥経営の合理化等に取り組む方 「設備資金・運転資金」【中小・国民：特利①】 (例) <事務処理設備等> ・卸、小売、飲食店及びサービス業を営む中小企業・小規模事業者が合理化や共同化を図るための設備取得に係る費用 

観光産業等生産性向上資金

- 生産性向上に向けた取組を図る観光産業事業を行う方 「設備資金・運転資金」【中小・国民：特利①】
- (例) 集客力を高めるため、ロケーションを活かした周囲の景色を取り入れる改修の資金等

【参考】基準利率等

	貸付期間	貸付限度額	基準利率	特別利率①	特別利率②	特別利率③
中小企業事業 (中小企業向け)	設備資金 20年以内	7億2,000万円	1.75～2.45% (※1)	1.35～2.05%	1.10～1.80%	0.85～1.55%
国民生活事業 (小規模事業者向け)	運転資金 7年以内	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	2.60～3.70% (※2)	2.20～3.30%	1.95～3.05%	1.70～2.80%

※1 標準的な貸付利率。適用利率は信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

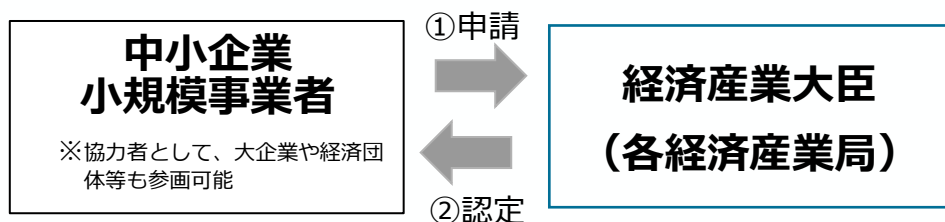
※2 担保を不要とする融資制度を希望される方に適用される利率です。担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

(R7.2.3現在の貸付利率)

事業継続力強化計画（ジギョケイ）

- 事業継続力強化計画制度は、中小企業等の自然災害等への対策を促進するため、**取り組みやすいBCP**として、**中小企業が行う防災・減災の事前対策等を経済産業大臣が認定**するもの。
- 認定を受けた事業者は、認定ロゴマークの使用のほか、税制措置や低利融資等の施策の活用が可能。
- 令和元年に制度創設以来、延べ8万件超の事業継続力強化計画を認定。（令和7年4月末時点）

【計画認定スキーム】



【計画の種類】

- **事業継続力強化計画**
中小企業・小規模事業者が自社のみで実施する計画
- **連携事業継続力強化計画**
2者以上の中小企業・小規模事業者で実施する計画

計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する施策

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用保証枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加点措置



事業継続力強化計画（大分県中央町商店街振興組合の事例）

事業継続力強化計画（単独型）

（令和6年1月31日認定）

事業継続力強化計画（連携型）

（令和6年4月19日認定）

連携者

- ・大分県商店街振興組合連合会
- ・大分市府内五番街商店街振興組合
- ・株式会社大分まちなか倶楽部
- ・特定非営利活動法人地域ひとネット

BCP策定のきっかけ

- それぞれがBCPを策定する中で、更に街全体で非常時に備えておきたいという考えに至り、大分まちなか倶楽部、特定非営利活動法人地域ひとネット、大分県商店街振興組合連合会と組んで連携事業継続力強化計画も策定した。
- 元々顔が見える関係性だったこともあり、ともに連携することに対して大きな不安はなかった。

BCP策定時の課題と解決方法

- 当初、単独でBCPを策定する際に商店街役員にも話をしたが、「自然災害への万が一への備え」という観点では響かなかった。
- 一方で、『災害だけでなく日常業務からの意識改革が必要である』、『BCPは事業の継続という意味で必要』、『属人化を防ぐ』という観点から話したところ、商店街役員にも響いた。
- 商店街の個店には立場の違いから響きにくい面もあったが、「属人化を防ぐ」という点については、個店共通での問題意識であった。

策定後の効果

- BCPを通じた「安心・安全も含めた防災」の観点からイベント開催時の応急措置の体制等の必要経費等、事務局の理解をもらいやすくなった。
- 他にも、AEDの設置や防犯カメラの設置等、商店街の取組をHP等を通して伝えていることにより、非会員への理解も高めた。
- 結果としてプロの犯罪が皆無となり、商店街の安心・安全にもつながった。
- 事業継続力強化計画の認定ロゴマークを名刺にも活用し、BCPへの意識の高さをアピール。消防から、消防訓練や救命講座に協力してもらった一つのきっかけにもなった。



連携事業継続力強化計画策定の協議の様子



大分県中央町商店街のアーケード

中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大 1,500万円

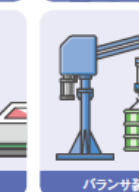
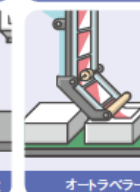
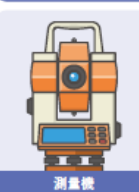
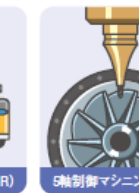
- 対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
 - 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
 - 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします（共同申請）。
- 「販売事業者」の選択が広がり、より使いやすくなりました！

販売事業者も募集！

2025年2月28日以降、裏面記載のホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

補助対象
（カタログ掲載）
製品のカテゴリ

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。



サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ！

※2025年2月現在

【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット／配膳ロボット／飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】販売機／自動精算機／自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】物品搬出管理機／出入金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオープン／自動フライヤー【セルフカバリシステム向け】タブレット型給油許可システム【自動車無傷】自動顔色システム／自動車向け溶接機（スポット溶接機）／自動車向け溶接機（バース溶接機）【美容機器】美容ライ脱毛器【食品機械】食品包み機、餃子成型機等【物流システム機器】無人搬送車（AGV-AMR）／格品・仕分システム／自動倉庫／ピッキングカードシステム／ラックシステム（垂直回転ラック）／ラックシステム（移動ラック）／ラックシステム（流動ラック）／垂直搬送機（貨物専用）【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面色校正装置（グラフィック）／紙質パッチ用デジタルブルー／印刷用紙濃度装置／印刷用インキ自動計量装置／産業用枚数デジタル印刷機／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷物インサート／トン加工自動カス取り装置／丁合機／デジタル加飾機／印刷紙面検査装置／段ボール製箱機／産業用デジタルラベル印刷機

どんどん追加中！

【産業物分選回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機【南移動・運搬サポート】バラサ装置【ラベル貼り付け】オートラベラー【測量機】測量機（自動測距・自動測深機能付き高精度トータルステーション）／地上型3Dレーザースキャナ／GNSS測量機（RTK）【高機能選別機】マシンコントロールシステム／ガイダンス機能付ショベル／チルトロータリー付ショベル／安全装置付ショベル【解体機】シンダーコンクリート解体機【建設現場作業】建設現場作業ロボット（鉄筋組立作業ロボット）【プレス加工用機器】一本バー搬送ロボット／プレス用多関節ロボット／鍛圧・板金加工用バリ取り装置／パイプベンダー用投入・排出ロボット／板金機械用材料シート自動搬入装置／板金機械用材料シート自動搬出装置／プレスブレーキ用全型自動交換装置／コイルライン／プレス間搬送ロボット【鋳造用機器】鋳物用自動バリ取り装置／鋳造用自動注湯機／鋳造用プラスト装置【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置（内部不良検査）／インライン非破壊検査装置（外部不良検査）【工作機械】5軸制御マシンングセンタ／複合加工機／ツールプリセッター【プラスチック機械】原材料自動計量混合搬送装置【表面処理】紫外線照射測定器【製菓機械】自動裁断機

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大 1,500万円

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%向上」を目指す事業計画^{※1}に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件^{※2}を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	1/2以下	200万円	300万円に引き上げ
6～20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする
【大幅買上げ特例】の
適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



販売事業者も募集！

2025年2月28日以降、下記ホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

※1. 申請にはgBizID（アカウント）の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。 ※2. 購入した製品の売却や転売、破棄などには制限が設けられ、保存期間前期限などを満たしたくない場合は必要です。 ※3. 人員増減・解雇を行った場合は、交付決定の要となる場合があります。 ※4. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト（カタログ）、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの「連絡資料」や「よくある質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

※通話料がかかります。通話料は、着信側が負担し、発信側は、しほらとしてお支払いください。

カタログ 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみならず

カタログ登録 サポートセンター 03-6746-1530
でご相談受付中！



全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

中小企業省力化投資補助事業（一般型）

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

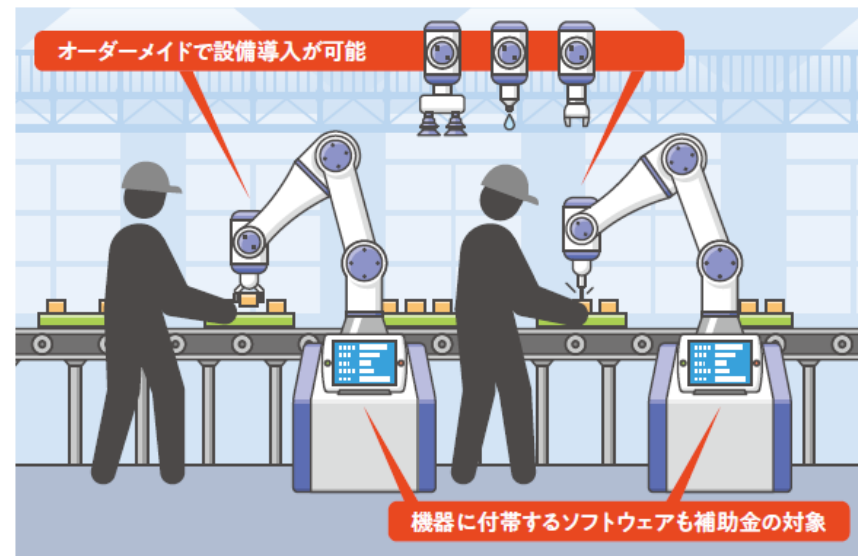
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 NEW!

補助率* 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3
補助上限額 最大 1億円

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅買上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

*補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、買上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small
中小機構

（出所）中小企業省力化投資補助金HP
中小企業庁支援策一覧HP

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>
<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html>

中小企業 省力化投資補助金 一般型 NEW!

補助率* 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3
補助上限額 最大 1億円

*補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**

 - 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
 - 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
 - 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引き上げ特例事業実施の場合、基本要件①の②、③のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していたことと、給与・労働条件を提出し、事業成果を証明します。 ※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

その他要件

 - 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により生産性が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
 - 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
 - 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
 - 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率*	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

*補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする【大幅買上げ特例】の適用要件

- 給与と支給総額の年平均成長率+6%以上増加
 - 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引き上げ特例事業実施は除く。 ※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請中の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

- 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。 ※補助金額1,500万円まで引き上げ対象となります。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660 IP電話などからの問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く） ※通話料がかかります。お断りしますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご活用ください！
——カタログから選んだ汎用製品を導入——

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



経済産業省

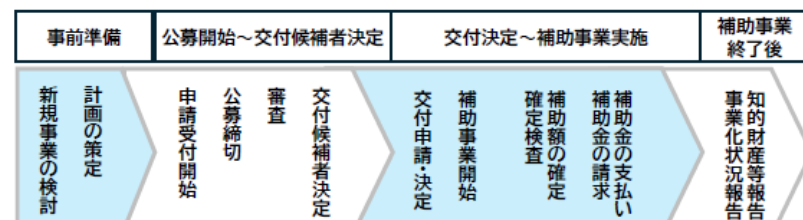


Be a Great Small
中小機構

【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅員上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先 新事業進出補助金事務局（コールバック予約システム）
<https://shinjigyou.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。